第6回

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会理事会 資料

- 1 日 時 平成21年4月27日(月)17:00~18:00
- 2 場 所 明治記念館 東新館 2 階 孔雀の間
- 3 次 第
 - (1)開 会
 - (2)役員紹介
 - (3)国土交通省挨拶
 - (4)会長挨拶
 - (5)副会長挨拶
 - (6)議事

普及促進策について 意見交換

4 配付資料

【資料1】連絡協議会役員一覧

【資料2】前回(第5回)理事会議事録(案) (平成20年11月7日開催)

【資料3】普及促進策について

(別添)総会配付資料一式

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

役員 一覧

副会長理事

会 長

東京都都市整備局技監 大阪府住宅まちづくり部技監 北海道建設部住宅局建築指導課長 宮城県土木部建築宅地課長 神奈川県県土整備部建築指導課長 愛知県建設部建築担当局建築指導課長 兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長 広島県都市局建築課長 福岡県建築都市部建築指導課長 横浜市まちづくり調整局指導部建築企画課長 大阪市計画調整局建築指導部建築確認担当課長 財団法人日本建築センター理事 財団法人日本建築総合試験所副理事長 日本ERI株式会社専務取締役 建築検査機構株式会社代表取締役 国土交通省住宅局建築指導課長 国土交通省住宅局市街地建築課長 国土交通省関東地方整備局建政部長 国土交通省近畿地方整備局建政部長

福島 七郎 佐野 裕俊 池本 典子 小 野 眀 安達 誠 星野 広美 生島 一明 林 康 文 河口 英生 加藤 高明 芳 明 生駒 水 庭 宣 近 松原 徹 雄 土 岐 悦 康 星野 實 井上 俊之 橋本 公博 永森 栄次郎 石塚 昌志

第5回建築行政共用データベースシステム連絡協議会理事会議事録(案)

- 1. 開催日時 平成 20 年 11 月 7 日 (金) 12:00~13:00
- 2. 開催場所 ホテルハマツ郡山 3階 桜の間
- 3. 出席者(敬称略)

国土交通省 建築指導課(井上、深井)市街地建築課(橋本) 関東地方整備局(呉)東京都(福島、山崎) 大阪府(吉田、志摩) 北海道(荒井) 宮城県(千葉)神奈川県(柏瀬) 愛知県(豊田) 兵庫県(伊賀) 広島県(林) 福岡県(俣賀)横浜市(加藤) 大阪市(葛原) 日本建築センター(水庭) 日本建築総合試験所(松原)日本 ERI(土岐) 建築検査機構(星野)

事務局 那珂、椋、平野、伊藤、中川、青木、坂田、久保、蛭川、竹田、鳥居、金谷、 福嶋、増井

4.配布資料

【資料1】連絡協議会役員一覧

【資料2】第4回理事会議事録

(別添) 総会配布資料一式

5.議事

(1)開会

那珂理事長(財団法人建築行政情報センター)から第5回理事会開会の挨拶が行われた。 那珂理事長挨拶

今理事会においては特に決定事項等ないため、先ほど説明した共用データベースシステム の開発について、忌憚のない意見をいただきたい。

(2)新任役員紹介

(3)国土交通省挨拶

国土交通省住宅局 建築指導課井上課長、市街地建築課橋本課長より挨拶があった。 井上建築指導課長挨拶

総会において、電子情報化の法定化の話が出た。行政団体も様々事情等があり、今急いで行うことは難しいが、大きな時代の流れでもある。行政の情報化が遅れているということは世間的では常識となっており、全て電子情報化していくべきであるという話も出てくる。これは国から一方的にやるということではなく、世の中の動きということをベースに見ていただきたい。

橋本市街地建築課長挨拶

道路の情報がデータベース化されているが、大変期待されているものである。特定行政庁の皆様には引き続き道路情報の支援をお願いしたい。データベースの果たす役割が更に大きくなってくる。引き続きご指導をお願いしたい。

(4)会長挨拶

東京都 福島技監より挨拶があった。

福島会長挨拶

特に財政当局に費用対効果を説明する際、現物を見てその効果を現場の担当者が通訳なし に説明できるようにしていくこともこれからの短い期間で必要かと思う。ご支援、ご指導、 ご協力をお願いしたい。

(5)22年度以降の連絡協議会のあり方について(意見交換)

事務局 伊藤(財団法人建築行政情報センター企画部長)より、平成22年度以降の連絡協議会のあり方について説明がなされた。

(6)意見交換

ICBA 椋専務

本格稼働は平成22年4月からであるが、この協議会は開発段階からあり、役員任期が平成22年3月末までとなっている。そのような中で、本格稼働をした後のことも検討していかなければならない。ちなみに建築確認支援システムについては、当初都道府県を中心に公共団体の皆様方に開発協議会を作っていただいてシステムの開発を行った。その後メンテナンスが必要ということで、建築確認支援システム運用協議会を作り、ソフトのメンテナンス、サポート、講習会等々の業務を、協議会から前の財団が受託するというかたちで行ってきた。

共用DBについて、本格運営した後でどのようにしていきたいかということをご議論いただきたい。

日本 ERI

このデータベースシステムというのは開発段階では ICBA が事務局を担当しているが、 開発の成果品として財産ができる。財産の帰属としての協議会ということではなくて、財 産管理という観点から説明ができるのではないかと思う。

【回答】

ICBA 椋専務:共用データベースシステムの会計処理は、ICBA の特別会計で処理し明確にさせていただいている。委託契約の場合は原則成果物の帰属は発注者のものになるが、今回は補助事業であるため、成果物の著作権の帰属は ICBA になる。開発の段階でも部会を設立してきたが、一方、本格運営をした後は、法改正対応、サポートやシステム機能向上等の課題が出てくる。その対応費用については、それぞれのサブシステムの利用料から賄うこととなる。

吉田副会長

ランニングをどうするかということになる。利用料で対応していくとすれば、利用者を どれだけ確保するかということにかかってくる。自治体にも負担が過大になる。費用対効 果でみた場合、どれだけの効果が出るのかについて財政部局へも説明が必要となる。

そのためにもわれわれ利用者へ非常に効果があると証明した上で、利用料についても説明できるだけの額である必要がある。そこで、利用者の拡大をどのようにするかについてこの協議会で大きなテーマにすべきではないか。

自治体ごとに事情は異なるが、このシステムを導入することによって、県全体、市全体 として、例えば人件費の削減等についても具体的なものを財政部局に説明していかなけれ ばならない。この協議会の中でもそのようなデータ的なものもまとめていかなければなら ないと思う。

【回答】

ICBA 椋専務:利用料については、ある程度利用数を設定してから算出している。システムの 改修や機能改善等を含む運用経費はで年間約 6.8 億円になる。利用者が拡大すれば利用料 が低くなる。

パンフレットの一番後ろのページに体制図があるが、開発委員会、企画調整部会にて利用料や費用分担等の検討をしている。

ICBA 伊藤:企画調整部会では、年間約 6.8 億円の費用を利用者からどのようにご負担いただくか検討を進めているところである。また、今後各行政庁で財政部局へ説明するための資料も詰めていかなければならない。

予算取りとしては、前年度又は前々年度から各行政庁で始まると思う。前年度つまり 21年度については具体的に予算を取っていくかたちになる。普及策の一環として、企画調整部会でも資料の作成等検討しているところである。

ICBA 那珂理事長:このご質問については、連絡協議会の理事やメンバーで各行政庁の方は大変気にされていることである。普及促進策の一環として、例えば義務化のことについてどのように考えるかというアンケートを行ったが、制度として義務化ということがスムーズにいってもらえばそれに越した事はない。それであったとしても各特定行政庁が財政当局に説明する際に合理的な説明は必要である。根本が合理的でないと意味はないが、特定行政庁によって随分違うと思われるので普及促進部会というものを作り、各行政庁の説明資料にパターンが考えられるので、そのツール等を作っていくということが良いのではないか。

また、特に料金についてと思われるが、特定行政庁以外の指定機関においては、機関として経営上このシステムに入った方が得であるという判断をしていただくため、個別に相談等させていただきたい。

建築検査機構

アメリカの建築行政は非常に IT 化が進んでいる。建築行政を IT 化することによってすさまじい効率化とスピードアップが図れる。台帳システムに近いものを触ったが非常に有益であった。本日もスライドショーを見たが非常に有効だと思う。

私共民間機関は特定行政庁と違い、道路の情報や建築士の情報を持っていない。それで申請を持ってこられると、まず困るのは 2 項道路等である。高額の地図を買いデータ化し見ている。共用データベースのようなデータベースができると有効である。

建築士システムや道路システムでフラットなデータができれば、民間指定確認機関でも 国の行政を肩代わりしているという実感が湧くような気がする。システムを建設的に意見 集約し、良いものにしていただきたい。

【回答】

ICBA 椋専務:総会資料 17 ページに道路システムの運用形態があるが、指定道路図について行政庁が公開したものを、指定確認検査機関あるいは設計者も見ることができる。指定道路図を一元的に管理するとなると運用形態 2 になるが、その中のデータベースに入っている情報の正確性について、非常に運営コストがかかるため、当面は運用形態 1 で運用し、それぞれの行政庁で公開されたものに対してリンクを張ることを検討している。

日本 ERI

利用者を増やしていけば利用料に跳ね返していくというような話があったが、絶対数と しては大きなものではないと思う。今後の課題の一つとして、別の利用料低減策を考えて いかなければならない。

行政庁の場合は全体の懐が広いので建築行政はほんの一部であるが、世間の建築への眼差しが熱くなっている中で、平成 10 年の民間開放の裏側では、行政庁の確認検査の執行体制に対する財政当局の評価の仕方が非常に厳しいのが伝わってくる。ところが、法改正の中でも決して行政庁の建築行政の役割というのは減ってはいない。そこの部分を何とかアピールしていかなければならない。それが先程の話の利用料負担にも関係してくるのではないかと思う。民間開放以降、建築行政の特に確認検査については、いわゆる人員定数の査定では寂しくなっている。そこを盛り返していくことを検討していただかないと、確認件数の関わりの中でも力が出てこない。

深井企画専門官

いよいよシステムとしては再来年度から本格運用が始まり、実際の運営局面に皆様の関心が集まっていると思う。国土交通省としてもできるだけ多くの方に入っていただきたいと考えており、それでこそ威力を発揮できるシステムであると思っている。昨今の状況からすると建築行政自体どうするかが課題になっており、従来は新しく出てきたものを一つ一つ確認することが中心になっていたが、様々な事件事故が起こり過去の情報をどのように効率的に活用できるかということが、ここ数年非常に課題になってきている。このような中で、我々含め行政的対応を効率的にするためには、このデータベースシステムは非常に大きいのではないかと思っている。行政庁や審査機関での行政業務もかなり効率化されると期待している。この場でも22年度以降の協議会のあり方についてということで提案をいただいているが、22年春から、またそれまでの間で利用料の話等も詰めていかなければならない。事務局側とも相談が必要であるが、もう少しきめ細かな範囲で様々な意見交換が出来る場を作っていった方が良いのではないかと思っている。これまでの間、総会や部

会でそれぞれのシステムについては議論しながら行っているが、必ずしも行政庁や審査機 関の隅々までこのシステムの意図や運営の方法等きちんと伝わりきっていないというとこ るもある。これまではシステム開発をメインとして進めてきたが、実際の稼働に向けた利 用負担のあり方や運営のあり方等を含めて意見交換できるような体制を検討していきたい。

【回答】

- ICBA 椋専務:それぞれのシステムについてどのようなものかをご理解いただく、ピーアールは当然しなければならない。インターネットで講習ができるウェビナーの立ち上げも行っている。特定行政庁の中での予算確保に向け、きめ細かい、利用料の設定も踏まえて、行政庁の意見を聞きながら今年度後半に向けて検討してかなければならない。体制についても検討させていただきたい。
- ICBA 那珂理事長: 2000 年改正後も、特定行政庁における建築行政のウエイトは相変わらず確認検査件数という数値だけで見られている。それぞれの公共団体におけるウエイトは減ってきたとは思うが、2000 年改正の指定確認検査機関創設の趣旨は、本来特定行政庁なり地方公共団体が建築行政としてやっていくことは何かということである。そちらの方をシステム化し、あるいは法制化していかなければいけないというつもりであったが、そこは確かにはっきりしないままである。姉歯事件や地震等の事件事故が起きたので、建築行政に関わるパンドラの箱があけられてしまったところもある。新しく社会資本整備審議会に諮問しようという三つの検討事項の一番と二番は今までにないものである。三番は具体的なものである。制度の改正や運用についての検討を行ってきたと思うが、オールオーバーに建築行政を基本的に見直そうというのは初めてではないが、相当久しぶりであると思う。個別問題解決ではなくトータルとして見直すという、特定行政庁として担うべき建築行政の役割は何か、特定行政庁の意見をどんどん取り入れるかたちで、このような事を議論していただければと思う。

国土交通省橋本課長

民間開放後、完了検査や中間検査の率が圧倒的に上がり、違反建築物対策も現実には多数出来たということは説明をしている。加えて審議会に掛けた話を分かり易く言うと、建築基本法というものを考えたい。建築規制行政から建築行政全般にもっと軸足を移すべきであると考えている。当然特定行政庁や地方公共団体の業務も増え負担も増えるが、規制と企画行政というもののセットで建築に関わる行政の方々の活躍の場を広めていくように、尚且つそれが必要であるということを強く訴えていかなければならない。

ICBA 椋専務

先ほど普及についての部会というものを協議会の中へという提案があったが、現在の会 則では含まれていない。特定行政庁や指定確認検査機関から構成されている協議会の場所 がふさわしいと思われる。そのような場所で財政への説明資料等を提供した方がいいと思 われる。ご相談をさせていただきながら検討していきたい。引き続きご指導いただきたい。

普及促進策について

利用料の負担軽減策等のほか、次の促進策を、理事の団体様の協力のもと実施する。

(1)特定行政庁における既存建築物等データの電子化の支援

・全国約 2,500 万件ある紙で保管されている既存建築物の行政文書や約 150 万 K m ある建築基準法の道路地図情報の電子化を、厚生労働省の緊急雇用 創出事業の活用により特定行政庁の実施を支援する。【参考資料 1 】

(2)所管行政庁業務との連携

・ 省エネ法、長期優良住宅法等に基づく、いわゆる所管行政庁業務と共用 D Bとの連携により台帳整備を図り、双方の利用価値の拡大を図る。

(3)国、都道府県からの統計、報告業務における活用

・ 国、都道府県が求める統計や報告に際し、台帳・帳簿システムの活用する ことによる簡便化を図る。

(4)特定行政庁への導入促進の強化

- ・ 現行確認支援システムを利用していない特定行政庁を中心に、訪問等による働きかけを実施する。【参考資料2】
- ・ 都道府県管内の建築行政連絡会議等の場にICBAからの出前説明及び特 定行政庁への出前相談を実施する。

(5)指定確認検査機関への導入促進の強化

- ・ 現行確認支援システムを利用していない指定確認検査機関を中心に、訪問 等による働きかけを実施する。【参考資料3】
- 既存独自システムの改修にあたりICBAでサポートを実施する。

(6)その他

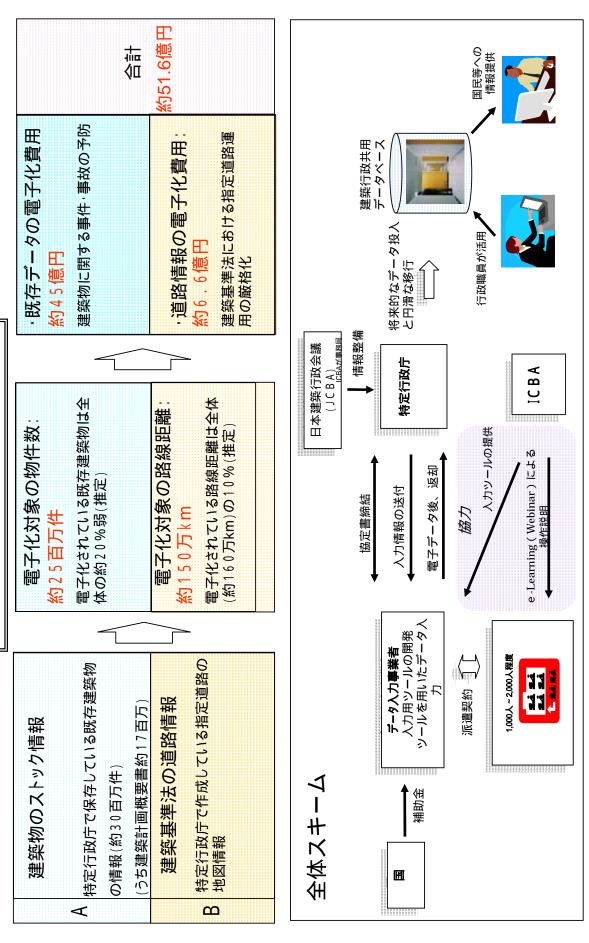
法適合確認の指針等に建築士システムの利用を明記

・構造審査指針【参考資料4】と同様に今後刊行する指針等にも記載を要請する。

「建築安全マネジメント計画」策定指針に有効活用を記述

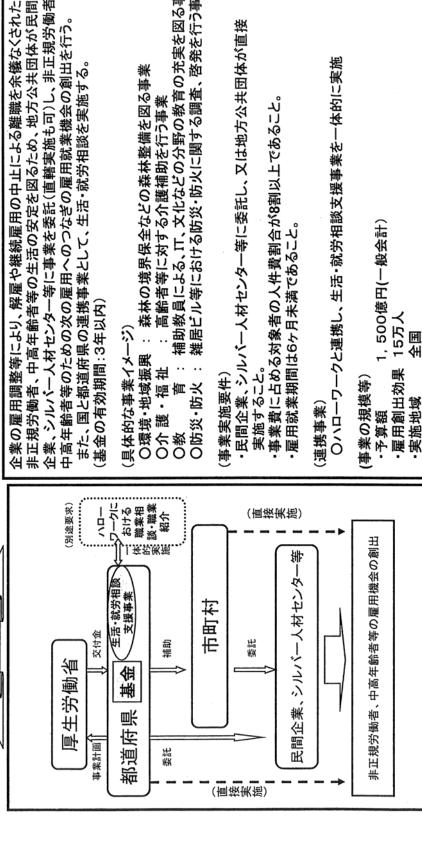
・ 現在策定している同計画策定指針にデータベース化の必要性や共用DBの 有効利用を強く打ち出す。【参考資料5】

建築行政関連文書の電子化



事業 用劑 画 緊急]

地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢 一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の 進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、 出事業を実施する。 雇用失業情勢が下降局面 用創 者等の・ 厘 ⑩



事業の内容

×

概念[

企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、 非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間 中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。 また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。

: 森林の境界保全などの森林整備を図る事業

: 高齢者等に対する介護補助を行う事業

補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業 雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接

〇ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施

(別紙)

緊急雇用創出事業交付金における 委託事業の対象分野及び事業例について(抜粋)

緊急雇用創出事業交付金の対象となる委託事業の分野と、想定される事業例は以下のとおり。

- 1 介護・福祉分野
- 2 子育て分野
- 3 医療分野
- 4 産業振興分野
- 5 情報通信分野
- O ICT (情報通信技術)活用による児童・高齢者の安全支援や、観光・地域情報配信等に不可欠な情報通信システム・ポータルサイトの構築等を行う事業
- 地図や建物の図面、公有財産台帳、戸籍等の紙で保管されている行政文書を電子アーカイブ化し、災害やテレワークなどに対応した情報基盤の構築を行う事業
- 6 観光分野
- 7 環境分野
- 8 農林漁業分野
- 9 治安、防災分野
- 10 教育、文化分野
- 11 事業内容により上記のいずれかの分野に整理されるもの
- 12 その他

建築確認支援システム導入状況(特定行政庁)

(網掛:建築確認支援システム導入庁)

一	都道府県	法第	4条第1項語	設置市	法第	4条第2項	設置市	法第97条の2設置市 ・特別区							ほくと	ほ〈と 未導入
日本			函館	旭川	江別	北見		赤平 千歳 恵庭 余市(町) 芽室(町)	滝川 伊達 長沼(町) 幕別(町)	士別 砂川 北広島 美幌(町) 釧路(町)	名寄 深川 石狩 遠軽(町)	三笠 富良野 当別(町) 白老(町)	登別 北斗 音更(町)			
株田	<u>青森</u> 岩手				弘前	八户		宮古	花巻	北上	一関	釜石	奥州			0
日本					石巻	塩竃	大崎	大館	構手						4	
大学 10 10 1 10 1 10 1 10 1 1	山形		3 7.1.	115=	山形			米沢	鶴岡	酒田	天童			6		1
京都 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	茨城		1部山	11172				云序石松	没貝川					10		1
前機 円生 伊生 伊生 伊生 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	栃木	宇都宮			足利	小山	栃木							9	9	0
##	群馬	前橋			日光 高崎		伊勢崎	藤岡		富岡				12	6	6
	埼玉			所沢	春日部	上尾	草加	熊谷 東松山 入間 久喜 坂戸	行田 羽生 鳩ヶ谷 北本 幸手	鴻巣 朝霞 八潮	深谷 志木 富士見	蕨 和光 三郷	戸田 桶川 蓮田	43	13	30
東京 A 王子 町田 立川 武武野 三國 千代田区 中央区 港区 京原区 文章区 音楽区 田 田子 田 田子 田 田子 田田 田子 田 田子 田田 田田	千葉				佐倉	八千代		木更津	野田	茂原	成田	習志野	流山	20	17	3
横浜 横浜 横須 下字 神音 神音 神音 神音 神音 神音 神音 神	東京			I I I IX	府中			千代田区 墨田区	中央区 江東区 中野区	港区 品川区 杉並区	新宿区 目黒区 豊島区	文京区 大田区 北区	世田谷区	33	7	26
新潟	神奈川			横須賀	茅ヶ崎			极橋区	練馬区	足立区	曷飾区	江戸川区		13	11	2
富山 高凹 白門 日本 13 2 1 石川 金沢 七尾 小松 日本 7 2 5 福井 田井 富士百田 3 2 1 7 4 3 2 1 1 7 4 3 2 1 1 7 4 3 2 1 1 7 4 3 2 1 1 7 4 3 2 1 1 3 1 2 2 1 1 3 1 2 2 1 1 3 1 2 2 1 1 1 3	新潟	新潟			長岡		柏崎							7	4	3
UN	富山石川				高岡 七尾		白山	加賀	能美					7	2	5
	山梨				甲府									3	2	1
静岡 海和 海神 海球 大学 高古 境連 大学 高田 17 17 17 0 18 18 10 8 10 8	岐阜	岐阜			大垣	各務原			飯田 多治見	可児				7	4	3
A	静岡	静岡	浜松			富士宮	富士	三島 裾野		磐田 掛川	御殿場 湖西市	伊東	島田	17	17	0
	愛知	一宮							半田				西尾	18	10	8
京都 京都 東近江 草津 守山 3 1 2 大阪 財産 豊中 岸和田 7 2 大阪 大阪 財産 豊中 岸和田 7 2 18 11 7 2 18 11 7 2 11 7 2 11 7 2 11 7 2 13 0 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 <th< td=""><td>三重</td><td>四日市</td><td></td><td></td><td>津 桑名</td><td>鈴鹿</td><td>松阪</td><td>伊賀</td><td>名張</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>7</td><td>1</td></th<>	三重	四日市			津 桑名	鈴鹿	松阪	伊賀	名張					8	7	1
大阪 阪田 「大木 「人屋」東大阪 「村戸」 「大木」 「人屋」 「村戸」 「大木」 「大子」 「村戸」 「大子」 「大子」 「大子」 「大子」 「大分」 「大分」 「大分」 「大子」 「大子」 「大会」 「大会」 「大会」 「大会」 「大会」 「大会」 「大会」 「大会	滋賀				東近江										7	1
疾木 八尾 東大阪 和泉 羽曳野 神戸 班路 尼島 伊丹 宝塚 13 0 13 奈良 一個 世級 13 0 13 0 13 奈良 一個 世級 10 10 10 10 13 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 0 13 13 0 13 0 13 13 0 13 0 13 13 0 13 13 0 13 13 0 13 13 0 13 12 2 14 14 13 1 13 0 13 13 13 13 1 13 0 13 13 13	大阪	大阪			岸和田										11	7
明石 西宮 加古川 高砂 川西 三田	丘庙	茨木	八尾	東大阪	和泉	羽曳野								13	0	13
和歌山		明石	西宮	加古川	高砂	川西	三田									
島根 松江 出雲 浜田 五野 送社 7 3 4 広島 広島 福山 具東広島 三原 三次 9 9 0 山口 下関 早部 山口 周南 防府 岩国 表 8 8 0 香川 高松 2 0 2 2 0 2 香川 高松 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 2 2 0 2 0 2 2 2 0 0 5 2 3 3 3 3 3 3<	和歌山	エロ ボカ・ ・					合士	培进						2	1	1
広島 広島 福山 男 東広島 三原 三次 9 9 0	島根	岡山	倉敷		松江	出雲			益田	安来	大田			7	3	4
Fig.								三次								
徳島 徳島 2 0 2 香川 高松 2 2 2 0 高知 高知 6 0 0 2 2 2 2 2 0 0 0 2 2 2 2 0 0 0 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 1 3 0 3 3 1 4 4 4 4 4 4 4			,щ			廿日市			岩国	載						
愛媛 松山 今治 新居浜 宇和島 西条 6 6 6 0 高知 高知 2 2 0 福岡 北九州 福岡 久留米 大牟田 5 5 5 0 6 6 6 0 佐賀 長崎 長崎 佐世保 平戸 島原 五島 松浦 大村 8 5 3 熊本 熊本 八代 大分 別府 中津 日田 大分 大分 別府 中津 日田 佐伯 字佐 第一 7 0 7 宮崎 鹿児島 鹿児島 鹿児島 原産 第一内 霧島 鹿尾 5 1 4 沖縄 那覇 うるま 宜野湾 浦添 神縄 134 177 440 238 202 35 54 85 64	徳島	徳島			1 db	ЩН	/引刊	העראו	白出	孙				2	0	
福岡 北九州 福岡 久留米 大牟田 5 5 0 佐賀 平戸 島原 五島 松浦 大村 8 5 3 熊本 熊本 八代 大分 別府 中津 日田 7 0 7 方分 佐伯 宮崎 宮崎 1 5 2 3 宮崎 宮崎 都城 延回 日向 5 2 3 鹿児島 節尾児島 5 1 4 沖縄 47 82 134 177 440 238 202 35 54 85 64	愛媛	松山			今治	新居浜		宇和島	西条					6	6	0
長崎 長崎 佐世保 平戸 島原 五島 松浦 大村 8 5 3 大分 九分 九分 九分 九分 九分 九分 万 7 0 7 宮崎 宮崎 都城 延回 日向 5 2 3 鹿児島 鹿児島 5 1 4 沖縄 沖縄 134 177 440 238 202 35 54 85 64 64	福岡		福岡	久留米										5	5	0
大分 別府 中津 日田 7 0 7 宮崎 宮崎 宮崎 野城 延回 日向 5 2 3 鹿児島 鹿児島 藤摩川内 霧島 鹿屋 5 1 4 沖縄 那覇 うるま 宜野湾 浦添 177 440 238 202 35 54 85 64 64 64	長崎	長崎	佐世保					平戸	島原	五島	松浦	大村		8	5	
宮崎 宮崎 都城 延岡 日向 5 2 3 鹿児島 鹿児島 薩摩川内 霧島 鹿屋 5 1 4 沖縄 沖縄 沖縄 134 177 440 238 202 35 54 85 64	熊本 大分				別府		日田									7
鹿児島 鹿児島 薩摩川内霧島 鹿屋 5 1 4 沖縄 沖縄 134 177 440 238 202 35 54 85 64 64	宮崎	宮崎			佐伯 都城		<u> </u>							5	2	3
47 82 134 177 440 238 202 35 54 85 64	鹿児島	鹿児島					浦添		霧島	鹿屋				5	1	4
35 54 85 64			82		沖縄		15 HD 70N			1	77					202
														440		202
	12		28		 	49									_	<u> </u>

建築確認支援システム導入状況(指定確認検査機関)

(網掛:建築確認支援システム導入機関)

帰属ブ ロック	区分	団体名	区分	団体名	計	ほくと 導入	ほくと 未導入
北海道	知事指定	財団法人北海道建築指導センター	知事指定	株式会社札幌工業検査	4	0) 4
707年20	知事指定	住宅アイアンドアイサービス株式会社	知事指定	株式会社建築確認検査機構あさひかわ			
東北		株式会社建築検査機構		株式会社仙台都市整備センター	11	0	1
		株式会社建築住宅センター		財団法人秋田市総合振興公社			
		有限会社アーバン建築確認検査機関		株式会社秋田建築確認検査機関	_		
		財団法人岩手県建築住宅センター		株式会社山形県建築サポートセンター	_		
		株式会社東北建築センター 財団法人宮城県建築住宅センター	刈事 指正	財団法人ふくしま建築住宅センター	_		
		株式会社EMI確認検査機構	知事指定	財団法人神奈川県建築安全協会	44	2	2 42
		株式会社ガイア		株式会社湘南建築センター	1		"
		日本確認センター株式会社		社団法人山梨県建設技術センター			
		ユーディーアイ確認検査株式会社		財団法人長野県建築住宅センター			
	地整指定	株式会社東京建築検査機構	大臣指定	財団法人日本建築センター			
	地整指定	株式会社ビルディングナビゲーション確認評 価機構	大臣指定	アウェイ建築評価ネット株式会社			
	地整指定		大臣指定	┃ 財団法人日本建築設備・昇降機センター			
		イーハウス建築センター株式会社		日本ERI株式会社			
		株式会社」建築検査センター		財団法人住宅保証機構			
	地整指定	株式会社神奈川建築確認検査機関	大臣指定	財団法人住宅金融普及協会			
関東	地整指定	富士建築コンサルティング株式会社	大臣指定	ハウスプラス住宅保証株式会社			
12121	地整指定	多摩確認検査株式会社	大臣指定	株式会社住宅性能評価センター]		
	知事指定	財団法人茨城県建築センター	大臣指定	株式会社都市居住評価センター			
	知事指定	株式会社安心確認検査機構	大臣指定	財団法人ベターリビング			
		財団法人栃木県建設総合技術センター		日本建築検査協会株式会社			
		財団法人群馬県建設技術センター		SBIアーキクオリティ株式会社			
		財団法人さいたま住宅検査センター		株式会社東日本住宅評価センター			
		株式会社埼玉建築確認検査機構		ビューローベリタスジャパン株式会社	_		
	知事指正 知事 也 完	株式会社千葉県建築住宅センター 財団法人果京都防災・建築まちつくリセン		財団法人建材試験センター 財団法人日本建築防災協会	-		
		<u>ター</u> 株式会社高良GUT		社団法人日本膜構造協会	_		
		株式会社建築構造センター		一般社団法人 日本住宅性能評価機構	-		
		株式会社確認サービス		財団法人愛知県建築住宅センター	10	1	ç
		株式会社CI東海		株式会社愛知建築センター			
中部		株式会社ぎふ建築住宅センター		株式会社名古屋建築確認・検査システム			
	知事指定	有限会社みの建築確認検査センター	知事指定	財団法人三重県建設技術センター			
	知事指定	財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	知事指定	株式会社トータル建築確認評価センター			
北陸	知事指定	財団法人新潟県建築住宅センター	知事指定	財団法人富山県建築住宅センター	4	1	3
10P±	知事指定	株式会社新潟建築確認検査機構	知事指定	財団法人石川県建築住宅総合センター			
		株式会社確認検査機構アネックス		株式会社阪確サポート	30	6	24
		株式会社京都確認検査機構		株式会社確認検査機構プラン21			
		株式会社I-PEC		財団法人福井県建築住宅センター			
		株式会社日本確認検査センター	知事指定	財団法人滋賀県建築住宅センター 特定非宮利活動法人郁巾 フくり建築技術研究 所			
		建築検査機構株式会社			_		
		株式会社近畿建築確認検査機構 株式会社オーネックス		財団法人大阪市建築技術協会			
近畿		株式会社技研		財団法人大阪建築防災センター 財団法人兵庫県住宅建築総合センター	1		
X_ IIX		株式会社確認検査機構トラスト		財団法人神戸市防災安全公社	-		
		関西住宅品質保証株式会社		株式会社兵庫確認検査機構			
		アール・イー・ジャパン株式会社		財団法人なら建築住宅センター	1		
		株式会社総合確認検査機構		財団法人和歌山県建築住宅防災センター	1		
		日本テスティング株式会社		財団法人日本建築総合試験所	1		
	地整指定	株式会社近畿確認検査センター	大臣指定	株式会社国際確認検査センター	1		
	地整指定	株式会社ジェイネット	大臣指定	株式会社西日本住宅評価センター			
	地整指定	ハウスプラス中国住宅保証株式会社	知事指定	株式会社広島建築住宅センター	8	0	8
中国		財団法人鳥取県建築住宅検査センター	知事指定	有限会社広島県東部建築確認センター	J		
. —		財団法人島根県建築住宅センター		財団法人山口県建築住宅センター	4		
		岡山県建築住宅センター株式会社		株式会社ジェイ・イー・サポート			
四国		株式会社とくしま建築住宅センター		株式会社愛媛建築住宅センター	4	1] 3
		株式会社香川県建築住宅センター		社団法人高知県建設技術公社			<u> </u>
		財団法人福岡県建築住宅センター		有限会社熊本建築確認検査機関	10	1	9
九州		九州住宅保証株式会社		ハウスアンドホームズ株式会社 財団注 1 十公原建筑は字センター	-		
7 6711		財団法人佐賀県土木建築技術協会 財団法人長崎県住宅・建築総合センター		財団法人大分県建築住宅センター 財団法人宮崎県建築住宅センター	1		
		財団法人熊本県建築住宅センター		財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター	1		
沖縄		沖縄建築確認検査センター株式会社		財団法人沖縄県建設技術センター	2	0) 2
				新日本八八十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	127		

「改正建築士法における構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の建築確認申請時の 資格等の確認方法について」(案)

日本建築行政会議 構造部会、設備部会 平成21年4月14日版

1.8 構造設計図書等以外の添付図書について

(1) 委任状について

建築基準法第1条の3第1項第三号の「委任状」は、建築確認申請者(建築主)に対する代理 行為についての委任であり、建築士法上の「構造設計図書(設備設計図書)の作成」又は「法適 合確認」の表示とは無関係である。

ただし、構造設計—級建築士等の表示(記名・押印等)に関わる設計部分(「法適合確認」に関わる軽微な補正等を含む。)について、建築確認申請者(建築主等)を介して、訂正の確認や押印を代理者に依頼する場合には、上記委任状とは別に委任を行うことが可能である(別に委任状を作成し添付する。)。

(2) 構造設計 一級建築士証又は設備設計 一級建築士証の写しの添付の確認

建築士法第20条の2又は第20条の3の適用を受ける建築物の申請については、建築基準法施行規則第1条の3第1項第六号、同条第四項第六号・第七号等の規定により添付される「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の写し」と構造設計図書等に表示される「記名・押印」と整合していることを確認するとともに、当該建築士が処分を受けていないことの確認を行う必要がある。

なお、当該建築物を設計した構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が、処分を受けていないことの確認は、国及び都道府県が利用している建築士の名簿の管理に関する統一的な支援のための情報処理システム(建築行政共用データベースシステム)により行うことができる。

1.9 構造設計 - 級建築士等が「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行う上での 留意事項

(1) 構造関係規定、設備関係規定以外の関係規定の確認

建築士法第20条の2、第20条の3では、構造設計一級建築士等の確認を行う対象として、構造関係規定、設備関係規定が定められている。これらの規定の「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行う上では、「構造関係規定」又は「設備関係規定」に加えて以下の規定についても考慮する必要がある(ただし、以下の図書は記名・押印等の対象ではない。)。

「建築基準関係規定」

建築基準法令の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに 基づく命令及び条例の規定で建築基準法施行令第9条に定めるもの(いわゆる「確認対象 法令16法令」)(建築基準法に基づく条例の規定が含まれる。)

② 設計図書の作成に際して考慮すべき法令・規定

上記①の規定以外にも、建築物により各種の規定が対象となる場合がある。(例えば、エネルギーの使用の合理化に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、労働安全衛生法など。)

(平成20年9月1日 社会資本整備審議会 建築分科会への諮問)

建築行政のマネジメント方策について

当

- ・質の高い建築物の整備が求められている
- 構造計算書偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、施エミス等による建築基準法令違反が
- 昇降機における強度の低い鋼材の使用(H19)、防耐火構造の大臣認定の不正取得(H19) 部材・資材レベルの建築主事等による確認審査が困難な問題が発生
 - 昇降機における人身事故など重大な建築物事故が発生

泰 円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認・検査・違反是正といった 港区内の公共賃貸住宅のエレベーターによる事故(H18)、吹田市内の遊園地のコースターによる事故(H19)

連の手続きの実効性を確保することが必要

これまでの取組

- ・確認検査を実施する体制の強化
- ·確認檢查機関(H11-)
- ·構造計算適合性判定機関(H19-)
- ・基準適合を担保するための手続の充実・
- ・中間検査の導入(H11-)
- ·定期報告の充実(H20-)
- ・建築物の安全・安心の確保のための計 画的取組の要請
- ·建築物安全安心実施計画(H11-)
- 既存建築物に係る違反対策推進計画(H14-)

検討課題

- ・部材・資材の製造、建築物の設計・施工、維持管理といった建築物のライフサイクルの各段階における安全確保体制の確立
- ・防耐火構造の大臣認定の不正取得への対応
 - ・JIS規格不適合コンクリート問題への対応
- ・昇降機等の工場生産段階での品質確保対策
 - ・昇降機等の設置後の維持管理対策
- ・事故発生時における迅速・的確な対応と事故情報の収集 分析等による技術基準等への反映
- ・必要な技術基準や運用指針の迅速な整備と実務者へのき め細かい情報提供
- 建築物や建築技術者等に関するデータベースの整備とその有効活用

9

参考資料 5 資料 3 (6) 関連

「建築安全マネジメント計画」策定指針(案)について

平成21年3月

財団法人 建築行政情報センター

2. 「建築安全マネジメント計画策定指針(寒)の検討委員会」構成

所	(財) 日本建築防災協会 専務理事	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 課長 (JCBA企画委員長)	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 騏長補佐(JGBA建築設備部会代表)	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 騏長補佐 (JCBA企画検討委員代表)	神奈川県県土整備部建築指導課 技幹(JCBA防災部会代表)	神奈川県県土整備部建築指導課 技幹(JCBA企画検討委員代表)	埼玉県都市整備部建築指導課 企画調整担当主幹 (JCBA安全安心部会長)	愛知県建設部建設担当局建築指導課 主査(JCBA安全安心部会代表)	横浜市まちづくり調整局違反対策課 課長補佐(JCBA違反建築物対策分科会代表)	川崎市まちづくり局指導部建築情報課 主幹(JCBA基準総則部会代表)	京都市都市計画局建築指導部建築指導課(建築防災担当) 担当課長(JCBA 西日本代表)	神戸市環境局環境保全指導課 大気騒音係 (アスペスト公客規制)、(財) 全国建設研修心外- 講師	(財)日本建築設備・昇降機心ケー 常務理事	国交省住宅局建築指導課 安全調査室 室長	国交省住宅局建築指導課、課長補佐(技術調査、構造)	国交省住宅局建築指導課(課長補佐(耐震)	国交省住宅局建築指導課 技術調査係長	国交省国土技術政策総合研究所建築研究部 室長	(財) 建築行政情報センター行政部 部長	(財) 建築行政情報センター行政部計画調整課 課長	(財) 建築行政情報センター行政部計画調整課
田名	杉山 義孝	山崎 弘人	大谷 康博	搬比地 正	柏瀬 雅人	伊藤 浩	白石 明	安藤 文敏	株二 活	嵯峨野 雅彦	籾井 太計司	增渕 昌利	羽生 利夫	韓 川暑	楠田 勝彦	阿部 一臣	中島智	高見 真二	本野 正利	金谷 勇治	栗原 吉史
敬	() 主 牽		検討委員	山區	山山	コピ	山區	中国	中に	中區	コロ	中国	4 恒	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中喧	4	コ	コピ	事 務 同	中山	コピ
2	-	2	က	4	D.	Ģ	7	8	6	10	11	12	13	4	15	16	17	18	19	20	21

頁次

「建築安全マネジメント計画」策定指針(案)について

目 次

I 建築安全マネジメント計画策定の背景・意義	
1. 背 景	
2. 意 義	
Ⅱ 建築安全マネジメント計画の策定及び内容4	
1. 計画の策定	
2. 計画の内容	
Ⅲ 計画の策定時期及び公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 計画の期間	
2. 計画の策定時期等	
3. 計画の公表	
Ⅳ 建築安全マネジメント計画策定について	
1. 建築安全マネジメント計画策定の観点	
1)執行体制の整備	
(1) 内部組織の執行体制	
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	
2)実態把握のためのデータベースの整備	
(1) 建築行政共用データベースシステムの有効活用	
(2) 行政情報の整理とデータベース化	
2. 重点課題と計画に盛り込む事項	
1) 行政課題の把握	
(1) 地域の特性に応じた行政課題の明確化	
(2) 達成目標の明確化	
(3) 具体的な施策の検討	
2)計画に盛り込む事項	
3. 建築安全マネジメント計画における行政課題8	
1)確認審査の円滑な実施	
(1)確認審査の的確な実施	
(2) 建築確認制度の徹底	
2) 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督	
(1) 指定確認検査機関等への支援	
(2) 指導・監督の実施	
3) 建築施工時における適法性の確保	
(1)中間検査・完了検査の的確な実施	
(2) 工事監理業務の適正化とその徹底	

- ⑤ その他の協力団体(市民団体、NPO等)との連携等
- ⑥ 日本建築行政会議との連携等

2) 実態把握のためのデータベースの整備

実効性のある計画策定のためには、まず、実態把握が必要であり、その情報を効率よく迅速、的確に活用するために情報の選択、蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。

(1) 建築行政共用データベースシステムの有効活用

平成22年度から本格稼働する建築行政共用データベースシステムは、建築確認申請の台帳・帳簿登録並びに建築士及び建築士事務所等の登録等、またこれらを基にした住宅・建築物のストック情報等を総合的に管理、提供することを目的とした特定行政庁及び指定確認検査機関を主な利用者としたシステムである。このシステムを活用することにより、建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関等に対する指導監督や情報開示の徹底、違反建築物対策や既存建築物に係る各種施策の推進など、建築行政の的確化、迅速化を図ることが可能となる。システム構成は、以下の5項目である。

- ①建築士・事務所登録閲覧システム
- ②台帳・帳簿登録閲覧システム
- ③通知・報告配信システム
- 4)建築基準法令データベース
- ⑤道路情報登録閲覧システム
- (2) 行政情報の整理とデータベース化

特定行政庁に、主として紙で保管されている建築物のストック情報及び道路情報などの行政情報を、上記データベースシステムに蓄積し、個々の課題に対する実態把握と施策検討に活用する。また、個人情報についての適正な取扱を行いつつ、特定行政庁内の関連部局との共有化を図るとともに、全国的に共通する課題及び施策の検討に活用する。

2. 重点課題と計画に盛り込む事項

1) 行政課題の把握

計画の策定にあたっては、以下の事項を検討する。

(1) 地域の特性に応じた行政課題の明確化

地域の特性等を考慮し、重点課題を明確化するとともに、取組に際しての優先順位を設定する。

(2) 達成目標又は効果の明確化

定量的目標の設定が可能な課題については可能な限り数値目標(例:中間・完 了検査率、定期報告率等)を設定する。定量的な目標の設定が難しい課題につい ては、計画を実施することにより期待される効果を明確化する。

建築行政費に係る地方交付税の算定の見直しについて

1.背景

近年、建築確認等の件数が減少している一方、違反建築物に対する是正指導、アスベスト対策、耐震改修、エレベーター事故調査等、特定行政庁の事務は増大していることから、建築行政費については確認等に係る手数料収入のみでまかなうのではなく、一般財源も導入して算定するよう、総務省に対して要望していたところ。

2. 算定の概要(都道府県分)

建築行政費については、都道府県においては「単位費用」によって普通交付税に算入されている。

「その他の土木費」の測定単位は「人口」であり、都市計画費、建築行政費、住宅土地対策 費、土木行政費を算定。

標準団体の行政規模は、人口1,700,000人と想定。

建築行政費の単位費用は106円(平成21年度)。

総務省においては、実態との整合を図るため、平成19年度から4年をかけて、特定財源である「建築基準法関係許可申請手数料等」を削減することとし、この結果、一般財源の投入が行われることとなった。

平成19年度から平成21年度までにおける建築行政費に係る歳入については、以下のように改められている。

			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入			323,524千円	328,826千円	327,177千円	321,385千円
	特	定財源	323,524千円	264,641千円	202,524千円	140,397千円
		建築基準法関係 許可申請手数料等	317,449千円	255,992千円	193,875千円	131,748千円
		建築士事務所 登録手数料等	8,649千円	8,649千円	8,649千円	8,649千円
	_	般財源	-	64,185千円	124,653千円	180,988千円
単位	注費月 一般見	刊 才源/1,700,000人)	-	38 円	73 円	106 円

3.算定の概要(市町村分)

市町村においては、各地方公共団体の権能の差異に応じて測定単位を補正する「補正係数」 によって措置されている。

補正事項としては5種(種別補正、段階補正、密度補正、態容補正、寒冷補正)が設定されているが、建築確認事務については「態容補正」によって補正されている。

平成19年度・平成20年度の補正係数については、以下のように改められている。

		補正係数	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
大都市	1.190	1.215	1.237
中核市	1.159	1.186	1.209
特例市	1.160	1.186	1.208
建築主事設置市	1.147	1.172	1.194
限定特定行政庁設置市町村	1.088	1.112	1.132

大都市・中核市・特例市の補正係数は、宅地造成工事規制に関する行政を行う都市の場合。